第 5213 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 4月 23日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 棚卸資産の収益計上の日

Q：商品を販売した日とは、いつの時点をいうのですか。売上伝票を切った日と思っていたのですが、違うのですか？

A：その引渡しがあった日が収益計上の日となります。

【解説】

法人税では、棚卸資産の販売による収益の額は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に算入するとしており、棚卸資産の引渡しの日がいつであるかについては、例えば出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日等その棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち法人が継続してその収益計上を行うこととしている日によるものとするとしています。

ただし、この場合において、その棚卸資産が土地又は土地の上に存する権利であり、その引渡しの日がいつであるかが明らかでないときは、次に掲げる日のうちいずれか早い日にその引渡しがあったものとすることができるとしています。

①代金の相当部分（おおむね50%以上）を収受するに至った日
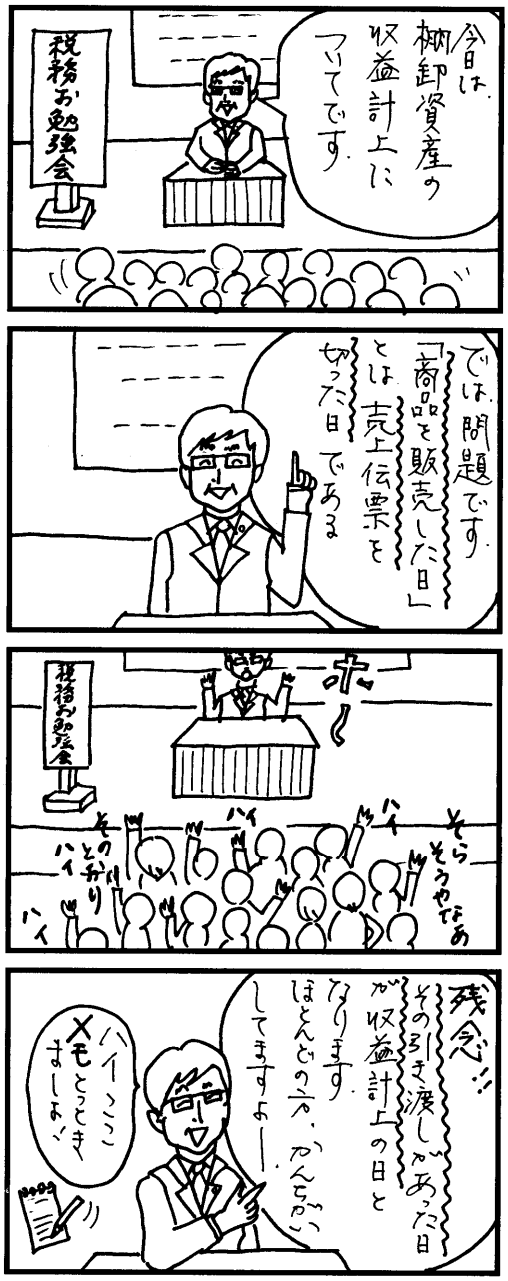
②所有権移転登記の申請（その登記の申請に必要な書類の相手方への交付を含む）をした日